

非課税期間終了時における お手続きのご案内



2014年に一般NISA口座で購入した株式投資信託の5年の非課税期間が2018年末で終了します。本年末までに翌年新たに設定される非課税枠に移管するお手続きを行えば、非課税期間が5年間延長されます。今年がはじめてとなるNISA ロールオーバー制度の概要や、お手続きを行ううえでの主な注意点をご案内いたします。なお、ロールオーバーのお手続き方法等の詳細は、後日ご案内いたします。

ロールオーバーとは？

- ロールオーバーとは、一般NISA口座で保有する株式投資信託の5年の非課税期間が終了する際に、翌年新たに設定される非課税枠に移管し、非課税期間を5年間延長させることです。
- ロールオーバーは非課税期間終了時の選択肢の1つです。5年の非課税期間が終了した場合、その非課税枠に受け入れられている株式投資信託には、次のいずれかの選択肢があります。

- ① 解約する
- ② 課税口座（特定口座または一般口座）に移管する
- ③ 翌年新たに設定される非課税枠に移管する（ロールオーバーする）

① 解約

西暦 (年)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
2014	100万円	非課税期間 5年				② 課税口座（特定口座／一般口座）					
2015		100万円									
2016			120万円								
2017				120万円							
2018					120万円	③ ロールオーバー					
2019						120万円	非課税期間 5年				

① 解約	非課税期間中または非課税期間終了時に売却する方法です。売却益は課税されません。
② 課税口座に移管	非課税期間終了時に課税口座（特定口座または一般口座）に移す方法です。移管時の時価が課税口座における取得価額となり、普通分配金や売却益は課税の対象となります。お客様が2018年末までに何もお手続きをされない場合は、法令により特定口座に移されます。 ※特定口座を開設していないお客さまは、一般口座への移管となり、売却時に確定申告が必要になります。
③ ロールオーバー	翌年、新たに設定される非課税枠へ移管する方法です。ロールオーバーは移管時の時価分、非課税枠を使用したことになります。ただし、移管時の時価が120万円を超えていても、全額移管できます。

ロールオーバーに必要な手続きおよび注意点

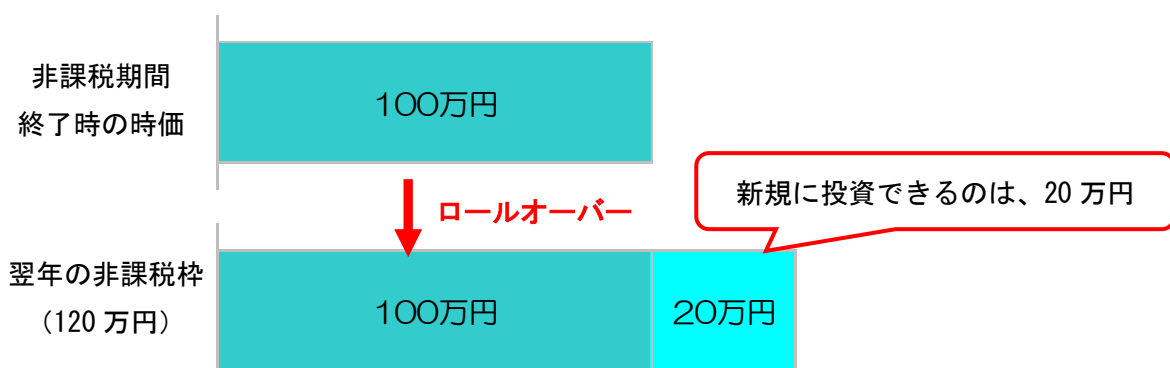
- ① **ロールオーバーにはお手続きが必要ですが、お手続き内容は、11月上旬から、12月上旬までに「非課税口座内上場株式等移管依頼書」等を利用してご案内します。**
- ② ロールオーバーを行うには、豊和銀行で2019年分のNISA（一般NISA）の非課税枠をお持ちであることが必要です。以下のような場合は、追加でお手続きが必要となります。

追加の手続きが必要な方	手続きの内容	手続きの期限（目安）
2018年以降非課税枠を未設定の方	2018年以降の非課税枠を設定する手続き	12月上旬まで
他の金融機関でNISAまたはつみたてNISAを利用している方	豊和銀行に非課税枠を移すお手続き	11月下旬まで
「つみたてNISA」を選択している方	ロールオーバーの前に、2019年の非課税枠を一般NISAに変更するお手続き	12月上旬まで

詳しくは、投資信託のお取引店または本店（金融商品監理室）にお気軽にお問合せ下さい。

●ロールオーバーは翌年の非課税枠を使用します。

2014年に時価100万円で購入した株式投資信託が2018年末も時価100万円だった場合。ロールオーバーすると2019年の非課税枠を移管時の時価100万円分使用したことになります。2019年の非課税枠は120万円のため、2019年中に新規に投資できる額は20万円となります。



翌年の非課税枠にロールオーバーする場合、翌年の非課税枠を使用したことになります。翌年、NISAの非課税枠を使って、新規に株式投資信託の購入を考えている場合は、枠を使い切るロールオーバーは避けましょう。

★ロールオーバーは移管する時の時価が120万円を超えていても、翌年の非課税枠へ全額移管することができます。その場合は、非課税枠を使い切るようになりますので、新規の投資はできないことになります。

ロールオーバーをご希望のお客さまは、2018年中にお手続きが必要になります。お近くの営業店へお問い合わせください。

○NISA口座に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。
○当資料の記載内容は、平成30年度税制改正の内容を反映した内容ですが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。また今後の税制改正等により、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。
○当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
○具体的な税法上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

<問い合わせ先>

株式会社豊和銀行 証券国際部 金融商品監理室

TEL 097-534-2609（平日：午前9：00～午後5：30）

商号：株式会社豊和銀行

登録金融機関 九州財務局長（登金）第7号

本店所在地：大分県大分市王子中町4番10号

加入協会：日本証券業協会

〔2018年8月31日現在〕